

ひがし

通算第 109 号
2025.6.15 No.25

第44回全九研

5月29、30日に長崎で部落解放・人権確立第44回全九州研究集会に参加してきました。

「部落差別によるえん罪狭山事件とハンセン病差別による菊池事件」という演題で、弁護士徳田靖之さんが講演してくださいました。

菊池事件というのは、日本のハンセン病隔離政策が最も激しい時期に熊本山村でおこった事件です。

最初の事件は1951年8月1日にAさんの家にダイナマイト投げ込まれAさんが傷害を負った。その犯人として逮捕されたのがBさん

で、AさんはBさんをハンセン病患者として熊本県に報告した人でした。

Bさんは全面否認しますが懲役10年の判決出ました。

Bさんは前途を悲観し、自殺しようと思ひ脱走します。警察は被害者が狙われると思ひ、厳重な警備を敷きますが、被害者は全身26か所を刺され亡くなります。

Bさんは逮捕時に発砲されて重傷を負った状況でまともな治療も受けられないまま取り調べを受けた。一度も自白したことがなく否認を貫いたが1953年に死刑判決がなされた。死刑判決は1957年に確定したが、Bさんは3度再審請

求を行ったものの、いずれも棄却された。1962年9月13日第3次再審請求が棄却された次の日に死刑が執行された。

狭山事件と似ている所